

# 「改正」少年法・5年後見直しに 関する意見書

2006年3月16日  
日本弁護士連合会

# 「改正」少年法・5年後見直しに関する意見書

## 【目次】

第1	はじめに	1
第2	少年法の基本構造と2000年の法「改正」	1
第3	5年後見直しにあたっての視点	2
1	少年非行の動向	2
2	少年非行の原因（非行におよぶ「少年像」）	3
3	少年に対する強制処遇の実情と効果	3
4	今日の少年非行に求められる対応策	4
5	国連子どもの権利委員会の勧告	5
第4	付帯決議で示された検討項目に関する意見	5
1	「処分等の在り方の見直し」に関する項目	5
(1)	検察官送致可能年齢の引き下げについて	
(2)	法20条2項による検察官送致（いわゆる「原則逆送」）について	
2	「事実認定手続の一層の適正化」に関する項目	7
(1)	検察官の審判関与および検察官による抗告受理申立について	
(2)	観護措置期間の特別更新について	
(3)	裁定合議制について	
3	「被害者への配慮の充実」に関する項目	9
(1)	事件記録の謄写・閲覧および被害者等からの意見の聴取について	
(2)	その他被害者の保護について	
4	その他の項目	12
(1)	公的付添人制度の在り方について	
(2)	法61条の在り方について	
(3)	矯正処遇の充実・改善等について	
(4)	家庭裁判所の機能拡充等について	
(5)	少年法の適用年齢引き下げについて	
第5	新たに検討すべき項目	15
1	捜査の改革と少年審判における適正手続の保障について	15
2	刑事裁判手続の改革について	16
3	少年事件に関する情報の公開について	17
第6	最後に（見直しの議論のあり方について）	17

## 第1 はじめに

2000（平成12）年11月28日の衆議院本会議での法案可決により、「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第142号，以下「『改正』少年法」という）が成立，同法は2001（平成13）年4月1日に施行された。同法付則3条では，政府に対し，法施行から5年が経過した場合に「改正」後の規定の施行状況を国会に報告し，検討のうえで必要な措置を講ずることを求めており，2006（平成18）年4月にその時期を迎える。

「改正」法が施行されて以降，当連合会は，少年法の理念を護り発展させる立場から，「改正」法の運用実態を全国的に調査し，それと併せ，少年犯罪の原因に関する調査と分析を進めてきた（当連合会HP「『改正』少年法の運用実態調査結果」，当連合会編「検証少年犯罪」日本評論社など）。

本意見書は，これらの調査と分析に基づき，以下において，2000年法「改正」の問題点を指摘し，5年後見直しにあたって検討すべき論点を明確にした上で，衆参両議院の付帯決議で示された検討項目及び新たに検討すべき項目について当連合会の意見をまとめたものである。

## 第2 少年法の基本構造と2000年の法「改正」

### 1 少年法の目的と少年司法手続

少年法は，その目的に「少年の健全な育成」を掲げ（法1条），保護主義をその基本理念としている。すなわち，非行を少年の成長過程に生ずる「歪み」と捉え，少年が自らの抱える問題を克服し成長しうる力と可塑性に依拠しつつ，権利の剥奪ないし制限そのものを本質とする刑罰をできるだけ回避し，教育的な措置を講じてその問題性の解決を援助し，調和のとれた成長を確保するという方策をとっているのである。これによって少年の更生と再犯防止がはかられ，その結果として，社会の安全も確保されることとなる。

このような保護主義の理念に基づく少年司法手続には，刑事裁判手続と異なる特徴がある。非行事実自体はもちろんのこと，非行に至った動機・背景，少年の家庭内の事情，本人の生育歴，性格的な問題点などを正確に把握し，これに対処することが必要となるため，秘密主義，手続の非公開，個別審理，科学的な調査の活用（少年鑑別所における心身鑑別，心理学や教育学の専門家である調査官制度など）などが採用され，教育的配慮に基づくことが求められており，審判の方式も，要式性や対立構造を排した職権主義的な審問構造が採られている。少年に対する処分も，刑務作業の強制などの刑罰ではなく，保護処分が原則とされ，少年を収容する少年院では，少年が非行に至る原因となった問題性の除去等を目指した「教育」が行われるのである。

### 2 2000年の法「改正」

これに対し，2000（平成12）年の法「改正」では， 検察官送致可能年齢の引

き下げ、いわゆる「原則逆送」などの「処分等の在り方の見直し」、検察官の審判関与、裁定合議制などの「事実認定手続の一層の適正化」、被害者等による事件記録の謄写・閲覧、被害者等からの意見の聴取などの「被害者への配慮の充実」といった点について、かなり大幅な手直しが加えられた。

このような法「改正」は、いわゆる「山形明倫中事件」を契機として、少年審判の事実認定手続について議論される中で、神戸での連続児童殺傷事件や佐賀でのバスジャック事件などが発生したのを受け、議員提案によって立法化されたものである。このため、検察官送致可能年齢の引き下げや、いわゆる「原則逆送」規定など、法制審議会における議論を全く経ていない内容も少なくない。また、法案に関する国会審議においても、少年非行の実情や少年に対する矯正処遇の効果などを踏まえた議論が十分に尽くされないまま、極めて短期間のうちに採択が急がれてしまったという面が否定できない。

このように、2000（平成12）年の法「改正」は、少年法の保護主義の理念や少年司法手続に対して大きな影響を及ぼす内容であるにも拘わらず、そこに至る議論については、極めて不十分かつ拙速なものであったと言わざるをえないのである（2000年11月28日付当連合会長声明）。

### 第3 5年後見直しにあたっての視点

そこで、2000（平成12）年「改正」法の5年後「見直し」にあたっては、少年非行の実情（量的・質的傾向）やその原因、少年に対する矯正処遇の実情や処遇効果、さらには法「改正」がもたらした効果・影響などについて、具体的な検証を行ったうえで、それらに基づく科学的な議論を十分に尽くす必要がある。

#### 1 少年非行の動向

まず、各種統計からは、少年非行が「増加・凶悪化」しているという事実は認められない。

すなわち、少年刑法犯の検挙人員は、1996（平成8）年からの増加が1999（平成11）年以降減少に転じ、その後2001（平成13）年から2003（平成15）年までは若干増加したものの、2004（平成16）年には再び減少に転じている（前年比6.6%減）。これを中長期的に見れば、少年非行は、1983（昭和58）年にいわゆる「第3の波」のピークを迎えた後、その後一貫して減少を続け、1995（平成7）年からはほぼ横ばいの水準と言ってよい状況にある。凶悪犯の検挙件数（殺人・強盗・放火・強姦）についても、1997（平成9）年以降増減を繰り返してきたが、2004（平成16）年には前年比で28.2%もの大幅な減少となっている。

また、司法統計を見ても、少年保護事件の新受人員は1998（平成10）年以降ほぼ横ばいで推移しており、2004（平成16）年は前年比で6.5%の減少となっている。そして、刑法犯の大半（86.0%）は、窃盗・業務上（重）過失致死傷・横領で占められているのである。

## 2 少年非行の原因（非行におよぶ「少年像」）

次に、少年非行の原因についてであるが、2000（平成12）年の法「改正」においては、神戸連続児童殺傷事件や佐賀バスジャック事件などで少年が残したメッセージなどをもとに、「少年らは少年法が『甘い』ことを熟知して非行に及んでいる」「非行の原因は『規範意識の欠如』にある」などとする論調が多く見られた。そこでイメージされていたのは、「規範意識に欠け」「少年法を甘くみた」少年像であったと言えよう。

しかし、2000（平成12）年の法「改正」以降に実施された各種の調査・研究により、上記のような「少年像」は誤りであったことが明らかになっている。

まず、当連合会は、第44回人権擁護大会シンポジウム分科会「少年犯罪の背景・要因と教育改革を考える」を開催するにあたり、重大少年事件の個別事例を分析し、さらに非行少年や高校生に対するアンケート調査を実施して実証的な検討を行った。その結果、重大事件を犯した少年の問題性は深刻で、非行の背景事情は複雑であり、特に被虐待経験を持つ少年が多いこと、犯罪を犯した少年の多くが幼児期から成長過程において人格を尊重されず、「自分は認められている」という実感を持つことができなかったこと、などが明らかにされている（前出「検証少年犯罪」）。

また、最高裁判所の家庭裁判所調査官研修所も、少年による重大事件について、調査官・裁判官などによる実証的な研究を行っているが、単独で重大事件を犯した少年に共通する特徴として、現実的な問題解決能力に乏しいこと、自分の気持ちすら分からない感覚を持っていること、などが指摘されている。そして、少年の重大事件については、家族関係、友人関係、学校との関係等々の様々な要因を考えていくべきであり、そのような少年を施設に収容した場合には、根気強く、きめの細かい情緒の交流を図ることで、少年の未発達な情緒を育てながら内省を深めさせることなどが重要である、としている（家庭裁判所調査官研修所監修「重大少年事件の実証的研究」）。

さらに、法務省の法務総合研究所も、全国の少年院に在籍する少年を対象にしたアンケート調査を行い、被虐待経験と非行との関連性について考察している。その中でも、少年院在院者には、家族およびそれ以外の者から身体的暴力などの被害を受けた傾向が認められ、特に女子は性的暴力の被害を受けている者が多いとされており、家族からの被害を受けた少年は、神経質で被害感が強く、自信がなくて抑うつ的である一方、怒りっぽかったり、支配欲求が強く自己顕示的な性格特性を示す傾向がある、とされているのである（法務総合研究所研究部報告11号および19号）。

## 3 少年に対する矯正処遇の実情と効果

さらに、少年非行への対処を考えるうえでは、少年に対する矯正処遇の実情と効果を検証することが重要である。

少年らが収容される少年院は、収容人員が90人から150人程度と、数百人から千数百人を収容する少年刑務所に比べて小規模である。また、実際の収容者数に対する職員数の割合も高い。このため、職員が少年の個性や心情を把握することが容易であり、収容者一人一人に気を配った個別で密度の高い「教育」を行うことが可能である。これに対し、少年刑務所では職員数に比して収容人員が多く（そのほとんどは成人受刑者

である）、職員の職務は刑務作業等における受刑者の「管理」に主眼が置かれているほか、少年の更生のためにとって重要な、成人との分離についても不十分である。

少年院では、少年刑務所に比して充実した職員体制の下で、少年が内面に抱える問題性を除去するため、様々な方法による教育を実施しており、非行を犯した少年の矯正処遇として相当程度効果を挙げている（平成17年版犯罪白書では、刑務所を出所した成人受刑者が出所後5年間に再入所した割合は全体で49.9%であるのに対し、少年院出院者が出院後5年間に再入院した割合は概ね15から16%程度、少年院を最終出院してから5年間に少年刑務所に入所した割合は9%程度にとどまっている）。

なお、近時、非行の結果が極めて重大な事件において、少年の精神面等に重篤な問題がある場合が見られ、そのような少年に対する処遇の在り方が重大な関心事となっている。神戸での児童連続殺傷事件では、精神鑑定で少年の性的サディズムが指摘されたが、少年が収容された関東医療少年院では、特別のチームを組んだ処遇が効果を挙げ、少年が無事に社会復帰を果たしている。少年が内面に抱える重大な問題性に対処し、円滑な社会復帰と再犯防止をはかるうえで必要な処遇を行うためには、医療・心理・教育などの専門的なスタッフを十分に配置した特別な体制を組む必要があるが、このような対応は、精神科医が複数常駐し、精神に問題を抱えた少年の処遇にも十分対応できるスタッフを抱える医療少年院だからこそ可能なものであり、現状の少年刑務所では到底不可能である。

#### 4 今日少年非行に求められる対応策

以上に述べたとおり、今日のわが国における少年非行の動向は、およそ「増加・凶悪化」といった状況にはない。また、少年非行の原因も、家庭環境や対人関係等の様々な要因に求められる場合がほとんどであり、非行を犯す少年たちは、「少年法が甘いから」非行に及ぶのではない。少年らは、被害や虐待の体験などから自尊感情が持てず、あるいは他人への共感ができないといった様々な原因により、規範を内在化することができなかつたり、自身の行動を抑制できなかつたりしているのであり、克服すべき内面的な問題を抱えているのである。特に近時、非行の結果が極めて重大であるにも拘わらず非行に至った動機等が一見不可解な事件において、少年にアスペルガー症候群等の発達障害が指摘されるケースが少なくないことが注目される。発達障害と非行が直接的に結びつくものではないが、発達障害を抱え重大な事件を犯してしまった少年への対応は、極めて重要な問題である。

このような少年非行の動向や少年非行の原因（非行におよぶ「少年像」）に照らしたとき、今日の少年非行への対応策として必要なのは、刑罰によって少年を威嚇したり、非行を犯した少年に厳しい処罰を科すことではないことは明らかであろう。いま求められるのは、非行に至った少年の内面に働きかけ、その問題性を克服させるとともに、家族関係など少年を取り巻く環境を調整し、非行を犯した少年を円滑に社会に適応させるための施策である。

しかるに、当連合会が実施した全国的な実態調査によれば、2000（平成12）年の法「改正」は、少年審判において、少年の問題性よりも非行の結果を重視する傾向

を生みだし、少年の検察官送致（逆送）率の急激な上昇をもたらしており、保護処分ではなく刑罰を受ける少年を増加させてしまっている（当連合会HP「『改正』少年法の運用実態調査結果」）。

いま、2000（平成12）年「改正」法の5年後「見直し」にあたり、少年法1条が掲げる保護主義の理念、すなわち「少年の健全育成を目的とし、非行を犯した少年に対しては可能な限り刑罰ではなく教育をもって臨む」とする考え方の重要性について、改めて認識されるべきである。

## 5 国連子どもの権利委員会の勧告

また、5年後の「見直し」においては、「改正」少年法の内容が、憲法および子どもの権利条約の内容に適合したものであるか否かについても、十分な検討がなされなければならない。

この点、国連子どもの権利委員会（CRC）は、子どもの権利条約の実施状況に関する日本政府の報告書に対し、2004（平成16）年1月に「最終見解」を示しているが、そこでは、「改正」少年法に対する懸念を表明するとともに、いくつかの点については具体的に見直しを勧告している。これらを十分に尊重して「見直し」作業にあたる必要がある。

## 第4 付帯決議で示された検討項目に関する意見

### 1 「処分等の在り方の見直し」に関する項目

#### 《改正内容》

検察官送致可能年齢の引き下げ

法20条の但書（「送致のとき、16歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない」）が削除され、検察官送致可能年齢が16歳以上から14歳以上に引き下げられた。

法20条2項による検察官送致（いわゆる「原則逆送」）

法20条に第2項が設けられ、16歳以上の少年の故意行為により被害者が死亡した場合には、諸事情を考慮して刑事処分以外の措置を相当と認めるとき以外、検察官送致決定をしなければならないとされた。

#### 《付帯決議》

少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方について、実務の運用を見ながら、今後とも検討を行うこと（衆議院）。

少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方については、少年法の本旨及び実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと（参議院）。

### （1）検察官送致可能年齢の引き下げについて

【意見】

旧法20条の但書を復活させ、検察官送致可能年齢を14歳以上から16歳以上とすべきである。

【理由】

「改正」法施行後の4年間で3名の15歳少年が検察官送致決定を受けている。

しかし、16歳未満の少年は、精神的・社会的にも極めて未熟であり、そのような年少少年に、成人と同様の刑事裁判を受けさせ、長期間の懲役刑に服させるべき事案が本当に存在するのか極めて疑問である。実際に検察官送致決定を受けた15歳の少年は、公開の刑事法廷で深くうなだれたまま顔を上げることさえできなかった、と報告されており、年少少年には刑事裁判手続に対応する能力が十分でないことを示している。また、低年齢で重大事件を犯す少年は、それだけ内面に深刻な問題を抱えている場合が殆どである。そのような少年には処遇面でも十分な手当が必要はらずであり、刑罰を科すことで問題は全く解決されない。

この点について、国連子どもの権利委員会は、刑事訴追の最低年齢が16歳から14歳に引き下げられたことが、子どもの権利条約並びに少年司法に関する国際準則の原則及び条項の精神に基づくものではないとして、懸念を表明している（第2回最終見解53項）。さらに、同委員会は、16歳以上の少年を成人の刑事裁判所へ移送することについて、実務の廃止の観点から見直すことを求める旨を勧告しており（同54項(d)）、その趣旨は16歳未満の少年に対する検察官送致についても当然に妥当するものと解され、早急な見直しが迫られている。

(2) 法20条2項による検察官送致（いわゆる「原則逆送」）について

【意見】

法20条の第2項は削除すべきである。

【理由】

少年法の基本的立場は、非行を犯した少年の要保護性に着目し、その更生をはかる見地から、可能な限り刑罰ではなく教育を施すところにある（保護主義・教育主義の理念）。しかるに、法20条2項は、非行結果の重大さに着目して検察官送致（逆送）決定をいわば「原則化」するものであり、そもそも少年法の理念との整合性に問題がある。

そして、「改正」法施行後の4年間で検察官送致率は急激に上昇している。罪名別に法「改正」以前の10年間と比較してみると、殺人が24.8%から57.1%、傷害致死が9.1%から56.1%、強盗致死が41.5%から71.7%となっており、特に、少年に殺意が認められない結果的加重犯である傷害致死事件での検察官送致率の上昇が顕著であることが、大きな問題である。

法20条2項により検察官送致がいわば「原則化」されたことによって、少年鑑別所による鑑別結果通知書の処遇意見においては、非行歴が全くない少年についても「但書の例外にあたるほどの資質の偏りは見られない」などという理由で「刑事処分相当」とされてしまったり、家庭裁判所における社会調査においても、家庭裁判所調査官が少年の要保護性を十分に掘り下げて検討しないという傾向が指摘され



ている。そして、少年の問題性よりも非行の外形的事実のみを重視した検察官送致決定が増加している。本来、結果が重大な事件であればあるほど、少年の問題性に対する十分な検討が必要なはずであるが、法20条2項は、そのような事件において少年の要保護性を軽視する傾向をもたらしており、ひいては社会調査全般を形骸化させ、科学主義に基づく家庭裁判所の機能を低下させてしまう危険性が大きい。

また、検察官送致後の刑事手続および刑事処分は、少年にとって極めて過酷である一方、少年の問題性を克服する手当てとしては不十分といわざるをえない。これらをいわば「原則化」する法20条2項は、少年の更生と再犯の防止にとって有効とは言い難く、社会安全の維持という観点からも問題を生じかねない。

この点について、国連子どもの権利委員会は、成人として刑事裁判を受け、拘禁刑を言い渡される少年の数が増加していることに懸念を表明するとともに（第2回最終見解53項）、前述したとおり、16歳以上の子どもに対する事件を家庭裁判所が成人の刑事裁判所へ移送できる可能性が存在する点について、その実務の廃止の観点から見直すことを勧告しており（同54項(d)）、早急な見直しが迫られている。

## 2 「事実認定手続の一層の適正化」に関する項目

《改正内容》

### 検察官の審判関与

法22条の2が設けられ、犯罪少年の事件で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、裁判官の決定により審判に検察官を出席させることができることとされた。

### 観護措置期間の特別更新

法17条4項に但書が設けられ、犯罪少年の事件で、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実の認定に関して証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれを行ったものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるときには、観護措置期間を最大8週間まで更新できることとされた。

### 検察官による抗告受理申立

法32条の4が設けられ、検察官関与決定がされた場合には、保護処分につさない決定又は保護処分の決定に対して、非行事実の認定に関して決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、検察官は高等裁判所に対し、抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができることとされた。

### 裁定合議制

裁判所法31条の4第2項が設けられ、裁判所が必要と認めるときには合議制を採用できることとされた。

## 《付帯決議》

- ア 少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方について、実務の運用を見ながら、今後とも検討を行うこと（衆議院）。少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方については、少年法の本質及び実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと（参議院）。
- イ 観護措置期間を更に延長できるものとするものの要否について、実務の運用を見ながら、引き続き検討を行うこと（衆議院）。観護措置期間の上限の在り方については、実務の運用を見ながら引き続き検討すること（参議院）。

### （１）検察官の審判関与および検察官による抗告受理申立について

#### 【意見】

法２２条の２（検察官の審判関与）、法３２条の４（検察官による抗告受理申立）、および法４６条２項（検察官関与決定がなされた事件での不処分決定に関する一事不再理効）は、いずれも削除すべきである。

一事不再理効については、検察官の審判関与とは無関係に、これを認める規定を設けるべきである。

#### 【理由】

少年審判には伝聞証拠排除法則が採用されておらず、捜査機関が送致する資料は全て証拠とされる一方、少年側には証人尋問請求権が認められていない。かかる少年審判に検察官が関与すれば、少年を成人以上に不利な立場に置き、冤罪の危険性が高まる。

「改正」法の運用実態を見ても、検察官は、非行事実の認定に必要と思われない事案であっても、事件の重大性や、少年が審判で否認する可能性などを理由として、裁判所に対して審判への関与を申し出ており、法の趣旨を逸脱した運用が見られる。そして、審判に関与した検察官の中には、少年を糾弾して十分な弁解をさせないという者もあり、検察官の関与が「懇切かつ和やか」な審判を求める法２２条１項に反する状況を招くおそれは否定できない。むしろ、法「改正」後において言い渡された、山形明倫中事件や草加事件など、検察官関与の立法事実とされた過去の重大な否認事件では、少年審判手続よりも捜査のあり方にこそ問題があったことが明らかになったといえるのであり、非行事実を適正に認定するためには、後述するとおり、捜査段階の改革と少年審判における適正手続の保障こそが重要である。

よって、検察官の審判関与を認める規定は削除すべきであり、これに伴い、関連する規定も削除すべきである。

### （２）観護措置期間の特別更新について

#### 【意見】

法１７条４項の但書を削除し、観護措置期間を最大８週間から最大４週間とすべきである。

#### 【理由】

少年審判において非行事実には争いがある事案であっても、そのほとんどは4週間で審理することが可能であり、そうでなくとも、必要に応じて観護措置の取消により対応できる。長期間の身体拘束は、少年の精神面に悪影響を与えるとともに、少年の社会復帰を困難にするおそれが大きく、この点を軽視することはできない。

国連子どもの権利委員会も、審判決定前の身体拘束が4週間から8週間に延長されたことが、子どもの権利条約および少年司法に関する国際準則の原則・条項の精神に基づくものでないことに懸念を表明するとともに（第2回最終見解53項）、自由の剥奪が最後の手段としてのみ用いられることを確保するため、審判前の身体拘束を含めて身体拘束に代わる措置の利用を強化し、増加させることを勧告しており（同54項(c)）、早急な見直しが迫られている。

### (3) 裁定合議制について

#### 【意見】

裁判所法31条の4第2項は維持すべきである。

#### 【理由】

少年審判での裁定合議制が採用されたことにより、立法趣旨である「証拠の吟味における多角的視点」が確保され、慎重な審理がなされたとの評価がなされる事案も多い。検察官から審判関与の申し出がなされた事案でも、その関与を認めずに、合議体によって適正な審理がなされたとの報告もある。裁定合議制は、審判に検察官を関与させなくとも、より適正な事実認定を可能にするものとして、積極的に評価できる。

ただし、合議体を構成することにより、審判に関する日程調整が困難となるとともに、調査官や付添人との意見交換がされにくくなり、審判前のカンファレンスが形骸化しているとの批判もある。また、狭い審判廷に関係者多数が在廷することとなり、少年に威圧感を与えかねないという問題点も指摘されている。裁定合議制の運用においては、裁判官を交えたカンファレンスでの意見交換を十分に行い、少年に対して威圧感を与えない審判運営を工夫するなど、適切な配慮が不可欠である。

## 3 「被害者への配慮の充実」に関する項目

### 《改正内容》

#### 事件記録の閲覧及び謄写

法5条の2, 3が設けられ、被害者等又はその委託を受けた弁護士は、裁判所が相当と認めるとき、当該保護事件の記録（非行事実に係る部分に限る）を閲覧・謄写することができることとされた。

#### 被害者からの意見の聴取

法9条の2が設けられ、被害者又はその親族等は、自ら申し出ることにより、裁判所が相当でないと認めない限り、事件に関する意見の陳述をすることができることとされた。

## 《付帯決議》

被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること（参議院）。

### (1) 事件記録の謄写・閲覧，および被害者等からの意見の聴取について

#### 【意見】

法5条の2，3（事件記録の謄写・閲覧）および法9条の2（被害者等からの意見の聴取）は、いずれも維持すべきであるが、少年に弁護士付添人が選任されている場合に、裁判官が審判期日外に被害者等から意見を聴取するときには、原則として弁護士付添人が意見聴取に立ち会うことができるようにすべきである。

また、運用面において、制度の利用についてさらに周知をはかるとともに、被害者の請求に応じて手続の進行状況を通知する制度を法定すべきである。さらには、被害者からの申し出に対応する家庭裁判所の書記官・調査官を増員し、閲覧・謄写設備の整備をはかるなどの施策が講じられるべきである。

#### 【理由】

事件記録の謄写・閲覧，および被害者等からの意見聴取については、最高裁の統計資料によれば、相当数の申し出があり、例外的な場合を除いて認められているようである。事案に応じた適切な意見聴取が行われたことにより、少年の内省が深まった、との報告もなされている。これらの制度が適切に運用されることにより、被害者への配慮が進むとともに、少年の更生にも資することが期待できる。

被害者等からの意見の聴取には、審判期日に行われる場合と期日外で行われる場合があり、聴取者も、裁判官である場合と調査官である場合とがある。このうち、審判期日において意見が聴取される場合には、弁護士付添人もこれに立ち会うことができるが、審判期日外で行われる場合には、弁護士付添人が立ち会う機会が保障されていない。少なくとも、少年の処分を決定する裁判官が、審判期日外に直接意見を聴取する場合には、その内容を確認する機会を保障するため、原則として弁護士付添人の立会を認めるべきである。

また、制度の存在を知らない被害者等もなお少なくないと思われ、制度の周知がより一層はかられる必要がある。そして、被害者が制度を利用する機会を逸しないためには、利用者が手続の進行状況を知ることができなければならないから、当連合会が「犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書」（2005年8月）で提案しているように、被害者の請求により、被疑少年の送致先検察庁および送致年月日、被疑少年の送致先家庭裁判所および送致年月日を被害者に通知する制度が法定されるべきである。

他方、家庭裁判所の現在の限られた人員と設備では、今後さらに増加すると思われる被害者等からの謄写・閲覧申請に対し、迅速かつ適切に対処することは困難であるし、被害者等からの意見の聴取などに対応することにより、少年の要保護性に

関する調査が時間的にも質的にも不十分なものになりかねない。被害者に対する十分な配慮をしつつ、適切な少年審判を実現するためには、少年審判に関わる書記官・調査官の増員や、スペースの確保・謄写機材の充実等の物的設備の整備が必要不可欠である。

## (2) その他被害者の保護について

### 【意見】

被害者の保護を充実させるため、被害者の損害回復・経済的支援等への取組や被害者の精神的・身体的被害の回復・防止への取組がより一層積極的にはかれるべきであり、公費による被害者支援弁護士制度も積極的に導入する方向で検討すべきである。

その他の被害者保護について、修復的司法については引き続き積極的に必要な措置を検討すべきであるが、少年審判について被害者一般の傍聴を認めるべきではない。

### 【理由】

従来のがわが国における犯罪被害者への援助等は極めて不十分であり、今後一層の取組が求められるべきことはいうまでもない。この点に関する当連合会の意見は、前出の「犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書」において述べたとおりであるが、少年犯罪の被害者について重要と思われる点について簡潔に述べる。

少年犯罪被害者に関する最も喫緊の課題は、被害者の損害を回復して経済的な支援をするとともに、被害者の精神的あるいは身体的被害を回復し、さらなる被害を防止するための取組である。具体的には、従来の恩恵的な犯罪被害給付制度ではなく、犯罪被害者等に補償を受ける権利があることを明確にした「犯罪被害補償制度」を新たに制定し、補償請求手続の簡易迅速化や支給額の改善をはかること、精神的・身体的被害に応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスの提供、被害者の安全を保護するための施策を講じることが必要である。さらには、被害者が上記のような施策による適切な保護を受けるとともに、加害少年の少年保護手続や刑事裁判手続に適切な関与をするためには、法律専門家たる弁護士の存在が不可欠である。したがって、公費による被害者支援弁護士制度について、積極的に導入する方向で検討すべきである。

その他の被害者保護として、刑事手続への関与拡充への取組についても議論がなされている（犯罪被害者等基本計画案（骨子）など）。このうち、付帯決議にもあるいわゆる修復的司法に関しては、なお多くの課題があるが、引き続き積極的な検討が必要である。この点に関し、当連合会は、被害者と少年およびそれぞれの親族等の協議を通じ、被害者が当該非行による被害を回復し、少年の被害者に対する責任の自覚を深めることを目的とする「少年事件協議」を提唱しているが、そのような場合には、警察や更生保護官署等が実施機関となるのではなく、NPOなどの真に中立的な機関の設置や利用が検討されるべきである（当連合会「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定」2000年3月）。また、少年保護事件への犯罪被害者等の関与については、前述のとおり、法「改正」により一定の規定

が設けられたところであるが、今後さらに被害者が適正に利用できるような情報提供等が行われるべきである。さらには、被害者に少年審判の傍聴を認めるべきかについて議論があるが、被害者一般に傍聴を認めた場合、プライバシーに関わる事柄が審判廷で明らかにされにくくなり、適正な処分が行えなくなるとともに、少年が自らの非行について心を開いて供述することが困難になる、などの問題が生じるおそれがある。被害者一般に少年審判の傍聴を認めることは、少年審判の非公開原則に反し、少年法の理念を損なうおそれがあることから、反対である。ただし、少年審判規則 29 条は、「裁判長は、審判の席に、少年の親族、教員その他相当と認める者の在廷を許すことができる」と定めており、裁判官が相当と考えた場合には、被害者の在廷を認めることができるものと解される。

#### 4 その他の項目

##### 《付帯決議》

公的付添人制度の在り方について

公的付添人制度の在り方については、国選による制度や法律扶助制度等を勘案しつつ、鋭意検討すること（参議院）。

法 6 1 条の在り方等について

悪質重大な少年事件で、社会的に正当な関心事であるものにつき、少年に係る記事等の掲載の禁止を定める少年法第 6 1 条に例外規定を設けることについて、司法判断等の動向をも踏まえ、検討を行うこと（衆議院）。

悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策及び少年法第 6 1 条の在り方についての研究に努めること（参議院）。

矯正処遇の充実・改善等について

少年の健全育成及び非行防止のための施策並びに非行少年の更生保護など社会復帰のための施策を充実・強化すること（衆議院）。

刑事処分可能年齢を 14 歳に引き下げることに伴い、少年受刑者の教育的観点を重視した処遇に十分配慮し、矯正処遇の人的・物的体制の充実・改善に努めること（参議院）。

家庭裁判所の機能拡充等について

少年事件における家庭裁判所の役割が重要であることにかんがみ、調査体制の充実等その機能の拡充に努めるとともに、少年問題に関する地域的ネットワークの構築等にも努めること（参議院）。

少年法の適用年齢引き下げについて

少年法の適用年齢を 20 歳に満たない者から 18 歳に満たない者に引き下げることについて、時代の変遷、主要各国の現状、選挙権年齢等他法令に定めるその他の年齢区分との均衡を勘案しつつ、検討を行うこと（衆議院）。

少年法の適用年齢については、選挙権年齢等の成年年齢の在り方、世論の動

向，時代の変遷，主要各国の現状，婚姻年齢等他の法令に定める年齢区分との  
均衡等を勘案しつつ，鋭意検討を行うこと（参議院）。

（１）公的付添人制度の在り方について

【意見】

検察官の審判関与を前提とせずに国費で付添人を選任できる制度を早期に実現するとともに，必要的弁護事件で観護措置決定により身体拘束を受けた少年に対する国選付添人制度を早急に制度化すべきである。

【理由】

法２２条の３が設けられ，検察官関与決定があったときに付添人が付されていない少年には国選付添人が選任されることとなったが，少年の付添人選任権の保障としては極めて不十分である。その後，一定範囲の事件で少年が観護措置決定により身体を拘束された場合に，家庭裁判所が職権で弁護士である付添人を選任できる旨を規定する案が検討されており，検察官の審判関与を前提とせずに国選付添人の選任を認める点で積極的に評価できるものの，なお対象範囲が限定されているのが問題であるし，少年が釈放されても審判終局まで付添人選任の効力が失われないようすべきである。２００６（平成１８）年秋からは被疑者国選制度が開始され，２００９（平成２１）年にはその対象が必要的弁護事件で身体拘束された被疑者にまで拡大されることから，これに対応する範囲の事件については，早急に国選付添人を制度化すべきである。当連合会としてもこれに対応する態勢づくりを進めているところである。

（２）法６１条の在り方について

【意見】

法６１条は現行のまま維持し，事案の悪質重大性などを理由とする例外規定を設けるべきではない。

【理由】

少年法６１条は，未だ成熟した判断能力を持たない少年時代に犯した犯罪については，立ち直り，社会復帰を保障する必要性から，それを阻害することになる実名報道を禁止したものである。その背景には，憲法１３条が個人の尊重および幸福追求権をうたい，子どもは成長発達権の主体として尊重されなければならないという考え方がある。子どもの権利条約や少年司法運営に関する国連最低基準規則（いわゆるベキンルーズ）も，法を犯した子どものプライバシーを尊重することを求めており，法６１条は，国際的にもその重要性が認められている。

この点に関し，２００５（平成１７）年１０月２０日に発売された「週刊新潮」は，いわゆる大阪・愛知・岐阜殺人被告事件に関し，元少年３名の実名を挙げ，２名の顔写真を掲載した。

当連合会は，上記報道に対し，会長声明（２００５年１０月２８日付「週刊新潮」の実名報道に対する会長声明）により，同様の実名報道・写真掲載がなされる

ことがないよう求めたが、そこでも述べたとおり、たとえいかに重大な犯罪を犯した少年であっても、その背景には家庭・学校・地域などをめぐる複雑な要因が存在するはずであり、少年個人のみ責任に帰する厳罰主義は妥当でない。

このような理念からすれば、事件の重大性等に関わりなく一律に少年の実名報道等を禁止した少年法61条は変更されるべきではなく、たとえ事案が悪質重大であり社会的に関心を集めていたとしても、例外を認めるべきではない。

### (3) 矯正処遇の充実・改善等について

#### 【意見】

少年院での処遇について、重大な事件を犯した少年に対しても有効で多様な処遇プログラムを構築するとともに、少年刑務所において刑罰を科す場合についても、成人受刑者との分離を徹底し、教育的観点重視した少年独自のプログラムに基づく個別的な処遇をはかるべきである。

少年が矯正施設から社会復帰する際についても、少年専用の更生保護施設の設置など、成人とは異なる更生保護のあり方を検討すべきである。

#### 【理由】

少年に対しては、健全育成をはかる観点から、可能な限り刑罰ではなく保護処分による教育が優先する、というのが少年法の基本的な立場である。「重大・凶悪」な事件を犯した少年についても、その問題性を除去して少年の更生と再犯防止をはかるためには、専門的スタッフが充実した少年院において、特別の態勢による処遇を行うことが不可欠である。このことは、いわゆる神戸児童連続殺傷事件の加害少年が、医療少年院における処遇により社会復帰に至ったことから明らかである。そのためにも、少年院においては、少年の問題性除去に有効で（場合によっては相当長期間にわたるものも含めた）多様な処遇プログラムを構築する必要がある。

他方、少年刑務所においては、収容者の大部分が成人であり、少年受刑者への対応には人的・物的な面からの限界がある。また、懲役刑の本質は、自由の剥奪と刑務作業の強制にあるから、これにより少年が抱える内面的な問題性を除去することは極めて困難である。よって、少なくとも、16歳未満の年少少年や内面に大きな問題を抱える少年に対しては、そもそも刑罰を科すべきでない。16歳以上の少年に刑罰を科す場合であっても、成人とは完全に分離したうえで、教育的観点を十分に配慮した少年独自のプログラムを準備し、それに基づき少年に応じた個別的な処遇をはかるべきである。その実現のためには、職員の増員を含めた体制の充実・改善が不可欠である。この点に関しては、国連子どもの権利委員会も、法「改正」により拘禁刑を言い渡される少年の数が増加していることに対し、懸念を表明している（第2回最終見解53項）。

さらに、矯正施設からの社会復帰に際しても、帰住先のない少年は出所時期が遅くなるとともに、出所後は成人と同じ更生保護施設を利用するほかなく、円滑な社会復帰と更生が困難である。少年独自の更生保護のあり方が議論されるべきである。

### (4) 家庭裁判所の機能拡充等について



【意見】

家庭裁判所の調査官および書記官を大幅に増員するとともに、少年問題に関する地域的ネットワークについては、警察主導ではない形で構築すべきである。

【理由】

近年、「重大・凶悪」な非行に至った過程や動機の解明が難しい少年が見られ、従来にも増して、家庭裁判所における社会調査の充実・強化が求められている。また、法「改正」により導入された法20条2項該当事案では、より多面的かつ慎重な社会調査が要求されることになったと解されるとともに、被害者等からの謄写・閲覧請求や意見聴取の申し出への対応などが必要とされるようになってきている。家庭裁判所がこれらの要請に適切に応えていくためには、担い手である調査官および書記官の大幅な増員が必要である。

他方、少年非行の防止および非行少年の更生のためには、地域社会の協力が必要であるから、関係諸機関・団体が協働し、少年非行防止と非行少年の更生に資するような、地域的ネットワークが構築されることが望ましい。ただし、その場合にはネットワークを構成する様々な社会資源の自主性を尊重しつつ、非行防止施策の国際標準である「教育・福祉的」な支援施策を強化すべきである。警察を中心とする「監視型」のネットワークでは、関係機関の教育・福祉的な視点を失わせ、少年の更生を支援するどころか将来の芽を摘んでしまう可能性が高く妥当でない。このことについては、当連合会の「少年非行防止法制の在り方について（提言）」に対する意見」（2005年7月）で詳しく述べたとおりである。

(5) 少年法の適用年齢引き下げについて

【意見】

少年法の適用年齢を20歳未満から引き下げるべきではない。

【理由】

付帯決議が挙げたいずれの観点からしても、適用年齢を引き下げる必要性は認められず、適用年齢を引き下げるべきとする世論もほとんど見受けられない。少年が十分な社会性・社会適応能力を獲得するまでには、従来よりもむしろ時間を要しているとも思われ、少年法の適用年齢を引き下げるべき状況にはない。

## 第5 新たに検討すべき項目

### 1 捜査の改革と少年審判における適正手続の保障について

【意見】

少年事件における捜査を改革し、少年被疑者の国選弁護人請求権を実効化するとともに、捜査手続を可視化し、少年の特性に配慮した規定を設けるべきである。

少年審判においては、原則として、少年側の証人尋問請求に権利性を認めるとともに、違法な勾留や保護者・弁護人の立会要求を拒絶した状況のもとで作成された自白調書を排除するなど、適正手続を保障するための諸規定を設けるべきである。

### 【理由】

少年法は、保護主義の理念に基づき職権主義的審問構造を採用しており、少年が非行事実を争う場合でも、伝聞法則等が採用されていないために捜査機関が送致した資料はそのまま全て証拠とされてしまい、少年側には反対尋問権も保障されていない。したがって、審判での非行事実の認定が適正に行われるためにはまず、捜査が適正になされる必要があるし、さらに、審判においては適正手続の保障がなされなければならない。この点については、当連合会の「少年司法改革に関する意見書」（1998年7月）において詳しく述べたところであるが、以下特に重要と思われる点を述べる。

捜査段階の改革としては、まず、少年被疑者に対する弁護士選任権を十分に保障する必要がある。2006（平成18）年度からは、少年被疑者をも対象とする被疑者国選弁護士制度が導入されるが、将来の必要的選任事件の法定化なども視野に入れつつ、少年被疑者の国選弁護士請求権を実効化するための方策を検討すべきである。また、一般的に少年は、精神的に未熟で自己防御力に乏しく、容易に取調官に迎合するなどして誤った自白をしやすいことから、成人被疑者以上に取調べ過程の録画・録音などの捜査の可視化をはかる必要性が高い。この点に関し、当連合会では、2003（平成15）年12月、取調べの録画または録音に関し、同一記録媒体を2つ使用して記録しなければならないとするなどの刑事訴訟法改正案を策定しており、国会の衆参両院法務委員会でも、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議において、格段の配慮をすべきこととして「録画ないし録音による取調べ状況の可視化などの検討」が挙げられている。捜査の可視化は捜査段階における喫緊の課題である。さらには、少年に対する捜査について、取調べに際しての告知事項を法定し、保護者・弁護人の取調べへの立会や逮捕・勾留の制限を認めるなど、少年の特性に配慮した各種の規定を設けるべきである。

他方、審判段階においては、捜査機関から送致された証拠の内容を吟味することを保障するため、少年側の証人尋問請求について、手続遅延目的などの一定の場合を除いて権利性を認めることが必要である。また、一般的に少年は誤った自白をしやすいことから、違法な勾留や保護者・弁護人の立会要求を拒絶した状況のもとで作成された自白調書については、証拠から排除すべきである。

## 2 刑事裁判手続の改革について

### 【意見】

少年を被告人とする刑事裁判手続に関し、裁判所に対して少年の特性と能力に配慮した手続を求める総則的な規定を設けるべきである。

さらに、起訴後の少年被告人の勾留場所を原則として少年鑑別所とすること、少年被告人の情操等を配慮して裁判所が審理の公開を制限しうること、および刑の緩和規定（少年法52条、58条、59条）の適用基準時を、少年法51条と同様に犯行時とすること、などを内容とする規定を設けるべきである。

### 【理由】

前述した「処分の在り方の見直し」によって、少年が刑事裁判を受ける機会が増加

しているが、これにより、心身が未成熟である少年に対し、成人と全く同様の刑事裁判を受けさせることの弊害が顕在化している。

まず、審理期間中、何ら教育的働きかけのない代用監獄・拘置所で極めて長期間にわたって身体拘束を受けることにより、情緒不安定や拘禁反応、内省の減退など、少年の心理面への悪影響が生じている。また、審理が公開されることにより、事案解明のために重要な生育歴や家庭環境などに関する事実の開示が困難となったり、少年が極めて大きな心理的圧迫を受け、訴訟手続に十分に参加できない状況も生じている。さらに、対審構造下で検察官と対峙しての攻撃防御と内省の両立が極めて困難となっている。なお、少年法による刑の緩和規定が刑の宣告時を基準として適用されることから、成人が切迫した場合には、早期に判決を得るために本来は必要な弁護活動を制限せざるを得ないといった問題も生じている。

これらの弊害を除去し、少年に十分な訴訟参加を保障して適正手続を実現するためには、現行法によっても対応が相当程度可能な部分があるものの、より根本的には、裁判所に対し少年の特性と能力に配慮した手続を求める総則的な規定を置くとともに、少年鑑別所での勾留を原則とし、裁判所が一定の場合に審理の公開を制限しうること、不定期刑など刑の緩和規定については、死刑・無期刑の緩和を定めた法51条と同様に犯行時を基準に適用すること、などを定めた規定が必要である。

### 3 少年事件に関する情報の公開について

#### 【意見】

裁判所による少年審判の決定書要旨の公開、および法務省による少年の退院時期等の情報の公開については、公開の是非や公開すべき内容等に関する判断基準について、慎重に議論し検討すべきである。

#### 【理由】

少年の更生を可能とするには社会の協力が必要であり、少年審判に対する社会からの信頼を確保することは、少年法の目的を実現するためにも重要な要請である。したがって、社会が大きな関心を寄せる重大事件などについては、裁判所が決定書の要旨を公開するなどして、事案の内容や少年が非行に至った過程や動機等を明らかにすることが望ましい場合もあると考えられる。しかし、他方でそれは、少年や家族のプライバシーを侵害し、少年の社会復帰の妨げとなるおそれもあることから、公開の是非や内容等については、事案に応じて慎重に判断する必要がある。また、法務省が非行少年の少年院からの仮退院時期等を公表することの是非も同様に問題となるが、その場合には、少年の円滑な社会復帰をはかることが重要であるから、事件の被害者に対する開示はともかく（その場合にも原則は加害少年と家族の承諾を要件とすべきである）、仮退院情報等を社会一般に対して公表する必要性は原則として認められないものと考えられ、公表の是非等の判断基準についてより厳格に検討する必要がある。

## 第6 最後に（見直しの議論のあり方について）

冒頭でも述べたとおり、今後の見直しにあたっては、2000（平成12）年の法

「改正」が、いわゆる「重大・凶悪」な少年事件が相次いだことを受け、極めて拙速になされてしまったことの反省に立ち、少年非行の実情や少年の処遇の実態に関する具体的な事実の検証に基づき、専門的かつ科学的な議論を十分に尽くす必要がある。

具体的には、犯罪社会学や児童精神医学などの隣接科学の研究成果も活用しながら、我が国における少年犯罪の動向（少年犯罪の量的・質的傾向）や、少年非行の原因（社会状況の影響や虐待経験・発達障害などとの因果関係も含め）等を具体的に検証しつつ、「改正」法の運用実態とその評価を踏まえて、少年の健全育成および非行防止のために真に必要なとされる施策はどういったものなのか、議論を尽くさねばならない。その際には、少年院、少年刑務所、児童自立支援施設などの処遇現場の実情を明らかにしつつ、それぞれの処遇効果を検証することが極めて重要になる。

そのためには、関連する諸機関の現場や専門研究分野から幅広く参加を募り、十分な時間をかけて議論を尽くすことができるような検討の場が設定されなければならないと考えるものである。

## 【付記】

本意見書は、当連合会が「改正」法の運用実態を調査した結果の詳細、それらに関する当連合会の分析と見解の詳細な論述部分を別冊としている。別冊は本意見書の一部を構成するが、当該部分は相当長大なものにわたるので、本体部分に別冊のエッセンスを凝縮し、本体部分のみで全体を見渡せるものとした。従って、当連合会の調査結果の詳細及び当連合会の分析と見解の詳細については、別冊を参照してくださることを希望する。